

平成 26 年度

上山地区（大和合）地すべり防止工事

特 記 仕 様 書

第1条 治山工事仕様書の適用

本工事の施工にあたっては、「治山工事標準仕様書」及び「治山工事共通特記仕様書」に基づき実施しなければならない。

第2条 高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出について

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況について、所定の様式により提出することができる。

第3条 保険の付保及び事故の補償

1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用状態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任を持って適正な補償をしなければならない。
3. 受注者は、建設業退職金共済制度又は林業退職金共済制度に加入し、その発注者用掛金収納書を工事請負契約締結後原則1箇月以内に、発注者に提出しなければならない。
ただし、受注者が中小企業退職金制度に加入しており、被共済者が業務に従事する場合には、発注者用掛金収納書に代えて、中小企業退職金共済事業本部が発行する加入証明書を発注者に提出するものとする。

第4条 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

	資 材 名	規 格	調達地域等
	骨 材	切込碎石・玉石	上越安塚地区

第5条 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

1. 本工事は、「共通仮設費のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に

示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、森林整備保全事業設計積算要領に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営 繕 費 ： 労働者送迎費、宿泊費、借上費
 （宿泊費、借上費については、労務者確保に係るものに限る。）

労務管理費 ： 募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

2. 発注者は、当初契約締結後、予定価格に対する実績変更対象費の割合を受注者に提示するものとする。
3. 受注者は、当初契約締結後、前条で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（様式1）を作成し監督職員に提出するものとする。
4. 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者は、変更実施計画書（様式2）及び実績変更対象費として実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書を取得できないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
5. 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
6. 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、森林整備保全事業設計積算要領に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された共通仮設費の計上額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、森林整備保全事業設計積算要領に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
7. 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
8. 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第6条 三者会議

本工事では、森林土木工事の施工段階における三者会議実施要領に基づいた三者会議の実施を予定していないが、三者会議の実施が必要と判断する受注者は、発注者と協議するものとする。

第7条 治山工事仕様書に対する特記事項

「治山工事標準仕様書」及び「治山工事共通特記仕様書」に対する特記事項は次のとおりとする。

章	節	条	項目	特記事項
1	1	103	工事現場管理	工事表示板又は工事を周知する掲示物には「間伐材、合法材利用促進工事」である旨を明記すること。なお記載内容の詳細については、監督職員の指示によること。

実績変更対象費に関する実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額
共 通 仮 設 費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、倉庫、 材料保管場所等の敷地借上 げに要した地代及び建物を 建築する代わりに貸しビル、 マンション、民家等を長期借 上げした場合に要した費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に 宿泊した場合に要した費用	
		労務者送迎 費	労働者がマイクロバス等で 日々当該現場に送迎輸送（水 上輸送を含む）をするために 要した費用（運転資金、車両 損料、燃料費等含む）	
	小 計			
現 場 管 理 費	労務管理費	募集及び解 散に要する 費用	労働者の赴任手当、労働者の 帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外の 食事、通勤等 に要する費 用	労働者の食事補助、交通費の 支給	
	小 計			
合 計				

実績変更対象費に関する変更実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額 (当 初)	計上額 (変 更)	差額
共 通 仮 設 費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要した地代及び建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げた場合に要した費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用			
		労務者送迎費	労働者がマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要した費用（運転資金、車両損料、燃料費等含む）			
	小 計					
現 場 管 理 費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給			
	小 計					
合 計						